

○流山市災害救助基金条例

昭和54年3月30日

条例第1号

改正 平成27年12月24日条例第37号

(設置)

第1条 災害救助に要する費用の財源に充てるため、流山市災害救助基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に定める額とする。

- (1) 毎会計年度において一般会計歳入歳出の決算上剰余金が生じた場合、当該剰余金のうち市長が必要と認める額
- (2) 一般会計歳入歳出予算に計上した積立金額
- (3) 基金への積立てが指定された寄附金額
- (4) 基金の運用から生ずる収益

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 市長は、災害が発生した場合において、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項に規定する救助に相当する救助を行うときに要する費用の財源に充てるときに限り、基金の全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して、処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月24日条例第37号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。